

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三  次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める事項</p> <p>イ  公認会計士等（公認会計士又は外国公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が自らその業務を営む場合、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地</p> <p>ロ  公認会計士等が監査法人の社員である場合、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及び所在地</p> <p>ハ  公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務する場合、当該他の公認会計士等の氏名及び登録番号並びにその勤務</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三  公認会計士又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地</p>

する事務所の名称及び所在地

二 公認会計士等が監査法人に勤務する場合 当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

ホ 公認会計士等が会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該会社その他の者（主たるものに限る。）の商号又は名称並びに主として執務する事業所その他の施設の名称及び所在地

ヘ 公認会計士等が会社その他の者に勤務する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。） 当該会社その他の者（主たるものに限る。）の商号又は名称並びにその勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地

四 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

五 「略」

六 法第二十一条第二項（第一号又は第三号に係る部分に限り、法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条

四 「同上」

五 公認会計士等が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地

六 公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を営む公認会計士等の氏名及び登録番号

七 公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

八 「同上」

「号を加える。」

第一号において同じ。)の規定により公認会計士等の登録が抹消されたときは、その事由及び年月日

七 法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十二条第二号において同じ。)に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第二項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。同号において同じ。)の規定による命令を受けたときは、その種類及び年月日

(開業登録の申請手続)

第四条 「略」

2 前項の開業登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。)

〔四〇六 略〕

七 次に掲げる書類のいずれか

〔イ〜 略〕

八 法第四条第四号に該当しない旨の官公署の証明書

九 法第四条第二号から第十一号まで及び第十八条の二各号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)のいずれ

九 法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

(開業登録の申請手続)

第四条 「同上」

2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。)

〔四〇六 同上〕

七 次に掲げるいずれか一の書類

〔イ〜 同上〕

八 法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書

九 法第四条第二号、第三号及び第五号から第十号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

にも該当しない旨の宣誓書

十 法第十八条の二第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ 第二条第三号ハ、ニ又はへに掲げる場合 これらの規定に定める事務所又は事業所その他の施設に勤務していることを証する書類

ロ 第二条第三号ホに掲げる場合 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者であることを証する書類

（登録の抹消に関する届出手続）

第七条 公認会計士等が法第十六条の二第五項第一号（法第二十一条第一項第三号に係る部分のうち法第四条第六号に係る部分を除く。）若しくは第二号又は第二十一条第一項各号（第三号にあつては、法第四条第六号に係る部分を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「略」

3 前二項の規定は、公認会計士等が法第二十一条第二項第二号又

十 法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

十一 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務している場合にあつては、当該監査法人又は事務所に勤務していることを証する書類

（登録の抹消に関する届出手続）

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 「同上」

「項を加える。」

は第四号（これらの規定を法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたときについて準用する。

（開業登録に関する協会の手続）

第八条 「略」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行い、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 略〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、変更登録を行い、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

（登録の抹消の事由）

第十条 法第二十一条第二項第三号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、三年とする。

2 法第二十一条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、前項に定める期間以上の期間について公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号

（開業登録に関する協会の手続）

第八条 「同上」

2 協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

〔3・4 同上〕

（変更登録に関する協会の手続）

第九条 協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

〔条を加える。〕

（第二条第三項の規定による法第二十八条に規定する研修の免除がされた場合とする。

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十一条 協会は、第七条第一項の規定による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

（登録の抹消等に関する事項の登録）

第十二条 協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一 法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき 第二条第六号に掲げる事項

二 法第二十九条に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第一項の規定による命令を受けたとき 第二条第七号に掲げる事項

（金融庁長官への通知）

第十三条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたと

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十条 協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2 協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

（懲戒処分の登録）

第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

（金融庁長官への通知）

第十二条 協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なつた

きは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第一号

公認会計士登録名簿

【略】					
自ら <u>その業務</u> を営む場合					
【略】					
監査法人の社員である場合					
【略】					
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合					
【略】					
監査法人に勤務する場合					
【略】					
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合					
会社その他の者の商号又は名称					
主として執務する事業所その他の施設	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table>	名称		所在地	
名称					
所在地					
会社その他の者に勤務する場合					
会社その他の者の商号又は					

ときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第一号

公認会計士登録名簿

【同左】																												
自ら <u>業務</u> を営むとき																												
【同左】																												
監査法人の社員るとき																												
【同左】																												
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき																												
【同左】																												
監査法人に勤務するとき																												
【同左】																												
公認会計士となる資格	<table border="1"> <tr> <td>試験</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>合格証書番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全科目免除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年実務補習修了</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修了確認番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年業務補助等終了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>報告書受理番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> </table>	試験	第	号	年	合格証書番号	第	号		全科目免除				年実務補習修了	第	号		修了確認番号	第	号		年業務補助等終了				報告書受理番号	第	号
試験	第	号																										
年	合格証書番号	第	号																									
	全科目免除																											
	年実務補習修了	第	号																									
	修了確認番号	第	号																									
	年業務補助等終了																											
	報告書受理番号	第	号																									
【同左】																												

は名称		
勤務する事業所 その他の施設	名称	
	所在地	
公認会計士となる資格		年 試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年実務補助等終了 報告書受理番号 第 号
公認会計士の登 録の抹消	事由	
	年月日	
[略]		

[表略]

様式第三号

外国公認会計士登録名簿

[略]
自ら <u>その業務を営む</u> 場合
[略]
監査法人の社員 <u>である</u> 場合
[略]

[同左]

様式第三号

外国公認会計士登録名簿

[同左]
自ら <u>業務を営む</u> とき
[同左]
監査法人の社員 <u>の</u> とき
[同左]

他の公認会計士等の事務所に勤務する場合		
[略]		
監査法人に勤務する場合		
[略]		
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
会社その他の者の商号又は名称		
主として勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所その他の施設	名称	
	所在地	
外国において取得した公認会計士に相当する資格		
外国公認会計士となる資格		
外国公認会計士の登録の抹消		事由 年月日
[略]		

[表略]

他の公認会計士等の事務所に勤務するとき	
[同左]	
監査法人に勤務するとき	
[同左]	
外国において取得した公認会計士に相当する資格	
外国公認会計士となる資格	年 試験・選考 承認番号 第 号
[同左]	

[同左]

様式第四号（日本産業規格A4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名

公認会計士 開業登録申請書  
外国公認会計士

私は、公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

【略】
自らの業務を営む場合
【略】
監査法人の社員である場合
【略】
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合
【略】
監査法人に勤務する場合
【略】

様式第四号（日本産業規格A4）

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏名

公認会計士 開業登録申請書  
外国公認会計士

私は、公認会計士の開業登録を受けたいから、公認会計士等登録規則第四条の規定により、所定の添付書類を添えて、下記により開業登録の申請を致します。

記

【同左】
自ら業務を営むとき
【同左】
監査法人の社員るとき
【同左】
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき
【同左】
監査法人に勤務するとき
【同左】

会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合	
会社その他の者の商号又は名称	
主として執務する事業所その他の施設	名称
	所在地
会社その他の者に勤務する場合	
会社その他の者の商号又は名称	
勤務する事業所その他の施設	名称
	所在地
公認会計士となる資格	年 試験 番号 第 号 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年業務補助等終了 報告書受理番号 第 号
[略]	

(注意事項)

- 1 [略]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）を貼り付けて提出すること。  
[3・4 略]

公認会計士となる資格	年 試験 番号 第 号 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 年業務補助等終了 報告書受理番号 第 号
[同左]	

(注意事項)

- 1 [同左]
- 2 この登録に係る登録免許税を納付するため、現金納付の場合は領収書を、印紙納付の場合は印紙（消印してはならない。）を貼り付けて提出すること。  
[3・4 同左]

[略]		
自ら <u>その業務</u> を営む場合		
[略]		
監査法人の社員 <u>である</u> 場合		
[略]		
他の公認会計士等の事務所に勤務する <u>場合</u>		
[略]		
監査法人に勤務する場合		
[略]		
勤務する事務所	名 称	
	所在地	
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合		
会社その他の者の商号又は名称		
主として勤務する事業所その他の施設	名 称	
	所在地	
会社その他の者に勤務する場合		
会社その他の者の商号又は名称		
勤務する事業所	名 称	

[同左]		
自ら <u>業務</u> を営むとき		
[同左]		
監査法人の社員 <u>の</u> とき		
[同左]		
他の公認会計士等の事務所に勤務する <u>とき</u>		
[同左]		
監査法人に勤務する <u>とき</u>		
[同左]		
勤務する事務所	名 称	
	所在地	

その他の施設	所在地
<p>(注意事項)</p> <p>[ 1 ～ 3 略]</p> <p>様式第七号別紙 (日本産業規格 A 4)</p> <p>[表略]</p> <p>(注意事項)</p> <p>[ 1 ・ 2 略]</p> <p>3 法第二十一条第二項第二号(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。</p> <p>[ 4 ・ 5 略]</p>	<p>(注意事項)</p> <p>[ 1 ～ 3 同左]</p> <p>様式第七号別紙 (日本産業規格 A 4)</p> <p>[同左]</p> <p>(注意事項)</p> <p>[ 1 ・ 2 同左]</p> <p>3 法第二十一条第四号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。</p> <p>[ 4 ・ 5 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	